

定住自立圏形成へ向けた 手続き等について

平成20年12月10日

定住自立圏形成へ向けた手続き

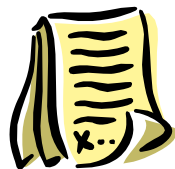
中心市

- ①人口：5万人程度以上
(少なくとも4万人超)
- ②昼夜間人口比率：1以上
(合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。)



①中心市宣言

○周辺市町村の意向も踏まえて、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を宣言



②定住自立圏形成協定

周辺市町村

- 中心市と近接し、経済、社会、文化等において密接な関係がある市町村
- ※通勤通学10%圏等の要素も踏まえながら、各市町村において判断



協定

周辺市町村



○暮らしに必要な機能を確保し、地域の活性化を図るため、役割分担し、連携していくことを明示

周辺市町村

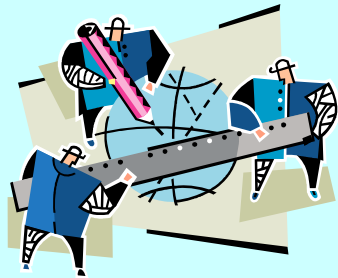


協定

定住自立圏の形成

③定住自立圏共生ビジョン

- 中心市が策定
- 圏域の将来像や協定に基づき推進する取組を記載



中心市について

中心市は、周辺市町村を含めた地域全体の暮らしを支えうる一定規模を有するとともに、周辺市町村の住民も活用する都市機能の集積があることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、周辺市町村の意向も踏まえて、あらかじめ、地域のマネジメント等において主要な役割を担う意思を「宣言」することとする。

中心市の要件

(全240市程度(試算中))

- ①人 口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
 - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
 - ③地域：
 - ・三大都市圏の都府県（*）外の市
 - ・三大都市圏の都府県（*）内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する人の割合が、1割未満の市
- * 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

中心市宣言

地域全体の暮らしを支え、魅力を向上させていく上で、周辺市町村の意向も踏まえて、主要な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言」を策定し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を果たし、積極的に行政サービスを提供していく意思の表示
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 周辺にある市町村と連携できる取組の提示 等

定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な諸機能の確保に向けて、中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村議会の議決を経て定める協定。

中心市と協定を締結する周辺市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化等において密接な関係がある市町村。
※通勤通学10%圏等の要素も踏まえながら、各市町村において判断。

協定の期間

連携を安定的に維持・拡大していく観点から、期間の定めを設けない。
ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（一定期間については、原則として、2年間など、あらかじめ当該協定に規定。）

協定で規定する取組

中心市及びその周辺にある市町村が、連携して暮らしに必要な機能を確保し、地域の活性化を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に明示する。

その上で、特に連携する具体的事項を規定する。具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めるが、人口定住を図るために多様な取組を展開するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・ディバイド解消へ向けたICTインフラ整備
- c 道路等の交通インフラ整備
- d 生産者・消費者等の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきやネットワークの強化に係る取組

圏域マネジメント能力の強化

- a 中心市等における人材の育成
- b 中心市とその周辺にある市町村による職員等の交流
- c 中心市等における官民人材の確保
- d 上記のほか、圏域マネジメント能力の強化に係る取組

定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏域全体を対象として、圏域の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項

① 定住自立圏域の将来像

圏域内の都市機能の集積状況等を示すとともに、圏域全体の暮らしに必要な機能を確保し、圏域の活性化を図るという観点から、圏域の将来像を提示。

② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定 等。）

策定手続き等

① 関係者の意見を幅広く反映させるため、民間や地域の関係者を構成員とする場を設ける。

- ・ 医療・福祉・交通・教育・産業振興など各分野の代表者
- ・ 大規模集客施設や病院など都市集積が生じている施設等の関係者 等

② ①の議を経た後、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

合併1市圏域、複眼型中心市について

合併1市圏域

中心市のうち、広域的な合併を行った合併市であって、人口最大の旧市の値が1以上のものは、合併市1市で定住自立圏を形成することができる。

この場合、定住自立圏形成協定に代えて、人口最大の旧市を中心地域とし、他の旧市町村を周辺地域とした「定住自立圏形成方針」を議会の議決を経て、策定する。

合併1市圏域

1つの合併市で1圏域を形成



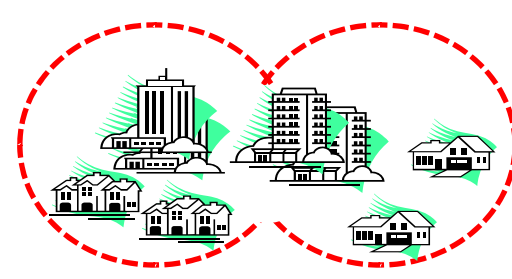
複眼型中心市

隣接する複数の市（それぞれ昼夜間人口比率要件及び地域要件を満たすもの）の総人口が4万人を超える場合は、関係市が共同して中心市となることができる。

この場合、全ての行為は関係市の連名で行う。例えば、中心市宣言や周辺市町村との定住自立圏形成協定の締結を関係市との連名で行う。

複眼型中心市

圏域内に中心市に該当する市が複数存在



定住自立圏の取組に対する総務省の財政措置について

定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び周辺市町村に対して、以下のような視点から、財政措置のあり方を検討していく。

1. 中心市及び周辺市町村に対する交付税による財政措置について

中心市及び周辺市町村が、相互に連携し、圏域全体で生活機能を確保していくための取組に要する財政需要をどのように交付税に反映させるか。

2. 基幹的施設の整備やネットワーク形成に対する地方債の活用について

圏域全体で利活用する基幹的施設や、ネットワーク形成に資する道路、交通、通信施設等で、生活機能を確保するために不可欠なものについて、交付税措置のある地方債を重点的に活用していくか。

3. 外部人材の活用に対する財政措置について

産業振興、医療サービスの向上、ICTの効果的活用など、専門性を有する人材を活用する場合の経費について財政措置していくか。

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置について

定住自立圏の取組と呼応して、民間が行う産業振興等の取組に対して、融資制度等により支援できるようにしていくか。

5. 個別の施策分野における財政措置について

医療（病診連携、遠隔医療等）、ブロードバンド整備など、ニーズの高い分野については、個別に財政措置を講じていくか。